

## 消費者契約法の見直しに関する意見を提出しました。

消費者庁消費者制度課 消費者契約法 意見募集担当 御中

2017年9月15日

### 消費者契約法の見直しに関する意見

東京消費者団体連絡センター

#### ● 1 法第3条第1項関係(1)について

(意見) 消費者契約の条項を定めるにあたり、「条項の解釈について疑義が生じることのないよう」という趣旨の文を加える本規定案に賛成します。その上で、条項使用者不利の原則を明文化してください。

(理由) 消費者にとって契約の内容を完全に理解することはなかなか容易ではありません。事業者は、自ら契約条項を準備し使用している以上、できる限りその内容を明確にすべきであり、条項が多義的であることによるリスクは使用者である事業者が負うべきと考えます。解釈を尽くしてもなお複数の解釈の可能性が残る場合には、条項の使用者に不利な解釈を採用すべきとする「条項使用者不利の原則」を明文化してください。

#### ● 1 法第3条第1項関係(2)について

(意見) 事業者の情報提供に関して、考慮すべき要因となる個別の消費者の事情に「当該消費者契約の目的となるものについての知識及び経験」を加える本規定案に賛成します。加えて、「当該消費者の年齢」も明記してください。

(理由) 今回、成年年齢の引下げ対応検討ワーキング・グループの報告書の内容を踏まえて、配慮に努める義務が検討されていたにも関わらず、考慮要因として年齢が明示されませんでした。成年年齢の引下げを盛り込んだ民法改正案が秋の臨時国会に提出される可能性がある中、若年成人の消費者被害の防止・救済のための制度整備が手当されることなく引き下げが実施された場合、消費者被害が増えることは明らかです。また、高齢者の消費者被害も後を絶たない現状もあることから「年齢」も明記してください。

#### ● 3 法第4条第3項関係について

(意見) 事業者の一定の行為によって消費者が困惑して意思表示をしたときに

取消権が認められる行為として、(1) から (4) の趣旨の規定を追加して列挙することに賛成します。

(理由) いずれの趣旨の規定も、事業者が消費者の心理状態に付け込んで不安を煽る不当勧誘行為が問題とされるもので、これらのケースで取消権が認められることは消費者の利益が守られると考えます。

#### ● 4 不当条項の類型の追加関係 (1) について

(意見) 不当条項の類型に、消費者の後見、保佐または補助開始の審判を受けたことを理由として事業者に解除権を付与する条項を追加し、無効とする旨の規定を設けることに賛成します。

(理由) これにより成年被後見人、被保佐人または被補助人の契約トラブル防止の一助になることや、成年後見制度の利用促進という観点からも有効と考えます。

#### ● 5 法第 9 条第 1 号関係について

(意見) 本規定案には賛成しますが、そもそも「平均的な損害の額」については、事業者が立証責任を負うべきです。消費者が立証する際には、立証の負担を軽減するために必要な算定根拠資料を事業者が提出するべきと考えます。

(理由) 消費者契約において消費者と事業者のもつ情報量には格段の差があり、消費者が「平均的な損害の額」を立証することは困難ですが、現状では消費者が立証責任を負うこととされています。そもそも、事業者が損害賠償の額を予定しまたは違約金を定める条項を定める際には、合理的な根拠をもって「平均的な損害の額」を算定しておくことが当然期待されており、トラブルが起きた場合も算定根拠を示した説明が容易なはずで、今回の報告書では、消費者が「事業の内容が類似する事業者に生ずべき平均的な損害の額」を立証した場合には、その額が「当該事業者の生ずべき平均的な損害の額」と推定される旨の規定を設けるとのまとめがなされましたが、判断が明確に行われるような類似する事業者を選定し、根拠資料提供を受けることも容易とは思えません。「平均的な損害の額」についての立証責任は事業者が負うべきです。

#### ● その他

(意見) 法第 3 条を改正し、約款の事前開示に関する義務規定を定めてください。

(理由) 改正民法で定型約款が定義され、相手方の請求があった場合には条項準備者は定型約款の内容を示さなければならない規定が設けられましたが、これにより事業者に請求されなければ事前に開示する必要がないという誤解を生

ずる恐れがあります。またこの開示請求権を消費者が行使することは現実的には期待しがたく、こうした状況に対応するために、消費者契約法において約款の事前開示に関する少なくとも努力義務規定を置くべきです。そもそも消費者契約法では事業者の努力義務として、事業者が消費者契約の内容について必要な情報を消費者に提供する旨を定めており、「契約締結の前に、消費者契約の条項を容易に知ることができる状態に置く」ことを求めているにすぎず、事業者には過重な実務負担を求めるものではありません。

#### ●その他

(意見) 法第 4 条に、高齢者・若年成人・障がい者などの知識・経験・判断力の不足に乗じて過大な不利益をもたらす、いわゆる「状況利用型」の「つけこみ型不当勧誘」についても不当な勧誘として、今回の法改正で規定してください。

(理由) 高齢化社会が進み認知症も増える中、高齢者の判断力の不足につけ込み不必要な契約をさせられたという被害が多く発生しています。また知的障がい者が高額な商品を買わされるという被害も出ています。2016 年の法改正で過量契約に関しては規定が設けられましたが、違うものを次々と買わされたり、安いものを高く買わされたりなど判断力の不足につけ込んだ被害は後を絶ちません。また、若者の消費者被害は未成年取消権の適用がされない 20 歳を超えると急激に増えています。制度的対応がとられず成年年齢が引き下げられると、さらに被害数が増えるおそれがあります。

近年の消費者を取り巻く社会情勢が急激に変化する中で、合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させられたという事例も多数存在します。このような消費者被害に対処するための法整備を早急に行い、その実効性を確保する必要があります。

以上